

総合特別区域計画に係る 認定申請の手引き

内閣府 地方創生推進事務局

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域計画に係る認定申請について、必要な準備や手続について解説するものです。今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定することがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局

E-mail : sogotoc@cao.go.jp

TEL : 03-5510-2468

令和 7 年 3 月改定

目 次

《総論》

1. 認定申請の主体	1
2. 認定事項について	1
3. 認定申請の手続き（必要な提出書類及び記載事項）	2

（添付資料）

別添 1	国際戦略総合特区計画の認定申請書作成イメージ	3
別紙 1－1	規制の特例措置	6
別紙 1－2	国際戦略総合特区設備等投資促進税制	8
別紙 1－4	財政上の支援措置	10
別紙 1－5	国際戦略総合特区支援利子補給金	11
別紙 1－6	総合特区施設整備促進事業	12
別紙 1－7	補助金等交付財産の転用手続の特例	14
別紙 1－8	金融上の支援措置	16
別紙 1－9	地域において講ずる措置	17

別紙 1－10	構造改革特区の規制の特例措置	．．．．	1 8
別添 2	地域活性化総合特区計画の認定申請書作成イメージ	．．．．	2 0
別紙 2－1	規制の特例措置	．．．．	2 4
別紙 2－3	財政上の支援措置	．．．．	2 6
別紙 2－4	地域活性化総合特区支援利子補給金	．．．．	2 7
別紙 2－5	総合特区施設整備促進事業	．．．．	2 8
別紙 2－6	補助金等交付財産の転用手続の特例	．．．．	3 0
別紙 2－7	金融上の支援措置	．．．．	3 2
別紙 2－8	地域において講ずる措置	．．．．	3 3
別紙 2－9	構造改革特区の規制の特例措置	．．．．	3 4
別添 3	特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況	．．．．	3 6
別添 4	関係地方公共団体等の意見の概要	．．．．	3 9
別添 5	総合特別区域計画の作成についての提案書	．．．．	4 0
別添 6	地域協議会の協議の概要	．．．．	4 1
別添 7	特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面	．．．．	4 2
別添 8	縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を 表示した付近見取図	．．．．	4 3

別添 9	構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書	4 4
参考	報告（届出）様式	4 5
	新旧対照表 様式	4 6
	変更理由書 様式	4 6
《 各論（規制の特例措置） 》		
	国際戦略建築物整備事業（法第 21 条関係）	4 8
	特別用途地区国際戦略建築物整備事業（法第 22 条関係）	5 0
	工場等新增設促進事業（法第 23 条関係）	5 2
	国際会議等参加旅客不定期航路事業（法第 19 条の 3 関係）	5 4
	外国企業進出促進支援事業	5 6
	先端的研究開発推進施設整備事業（法第 19 条の 2 関係）	5 8
	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業（法第 22 条の 2 関係）	6 0
	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業	6 2
	高度人材外国人受入促進事業	6 5
	地域活性化建築物整備事業（法第 44 条関係）	6 7

特別用途地区地域活性化建築物整備事業（法第 45 条関係）	・ ・ ・ ・ 6 9
地域活性化総合特別区域ガス融通事業	・ ・ ・ ・ 7 0
訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	・ ・ ・ ・ 7 2
介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	・ ・ ・ ・ 7 4
地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業	・ ・ ・ ・ 7 6
回送運行効率化事業	・ ・ ・ ・ 7 8
分割可能貨物輸送効率化事業	・ ・ ・ ・ 8 0
交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業	・ ・ ・ ・ 8 2
特定伝統料理海外普及事業	・ ・ ・ ・ 8 4
地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業	・ ・ ・ ・ 8 7

総 論

1. 認定申請の主体

認定申請を行うことができる者は、法及び基本方針の規定に基づき、当該総合特区計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体（総合特別区域の指定を受けた地方公共団体）に限られています。

注）認定申請を行おうとする事業が、複数の指定地方公共団体のうち一部のものにしか関係がない場合などには、認定申請の主体は、当該事業に関係する指定地方公共団体のみを認定申請の主体としても構いません。

2. 認定事項について

総合特別区域法に定める認定が必要となる事項は以下のとおりです。また、認定事項以外で、下記に例示をしている事項について追加・変更を行う場合は報告（届出）をしてください。報告の様式については P45 を参照してください。

○認定事項

（特定事業）

- ・ 法第 2 条第 4 項の規制の特例措置
- ・ 構造改革特区の規制の特例措置
- ・ 法第 26 条に基づく課税の特例
- ・ 法第 28 条又は法第 56 条に基づく利子補給金
- ・ 法第 29 条又は法第 57 条に基づく補助金等交付財産の転用手続の特例
- ・ 法第 30 条又は法第 58 条に基づく総合特区施設整備促進事業

（特定事業以外の事項）

- ・ 目標最終年度の延長

○認定事項以外の報告（届出）事項 主な例

- ・ 財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む）を活用する事業の追加
- ・ 地域協議会の構成員の追加
- ・ 既に認定を受けた課税の特例事業について、当該事業実施主体の追加・変更（別添 3 の追加・変更）
- ・ 総合特区評価指標及び数値目標の変更に伴う、総合特区計画の記載変更
（※目標最終年度の延長を除く。）
- ・ 利子補給金を受ける金融機関の名称変更
- ・ 条例名の変更（総合特区計画に掲げる特定事業の変更を伴わないものに限る）
- ・ その他軽微な字句の変更、誤字訂正 等

※上記は一例です。不明な点があればお問い合わせ願います。

※計画の実施に支障がない軽微な変更については、基本届出で変更可能です。

※（変更）認定申請に合わせ、上記項目について変更・追加することも可能です。

3. 認定申請の手続き（必要な提出書類及び記載事項）

総合特区計画の認定申請に当たっては、区分に応じて以下の書類の提出が必要となります。それぞれ、次頁以降の別添及び別添に含まれる別紙を参照して作成してください。

なお、別添様式名（例：「別添 1－1」、「別添 2－3」など）は、事務処理上必要となるため、変更せず、そのままご活用ください。

（1）計画認定申請

- ① 総合特別区域計画認定申請書（施行規則別記様式第 1 の 4 又は第 5 の 4）
- ② 総合特別区域計画（施行規則別記様式第 1 の 4 又は第 5 の 4）
【別添 1（別紙 1－1～1－10 含む。）又は別添 2（別紙 2－1～2－9 含む。）参照】
- ③ 総合特別区域計画認定申請書に係る以下の添付書類
 - i）特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類（施行規則第 11 条第 1 項第 1 号及び同第 2 項第 2 号、又は施行規則第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号）【別添 3 参照】
 - ii）関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要（施行規則第 11 条第 1 項第 2 号又は施行規則第 29 条第 1 項第 2 号）【別添 4 参照】
 - iii）特定総合特区事業を実施しようとする者からの提案を踏まえた認定申請である場合は、その提案（施行規則第 11 条第 1 項第 3 号又は施行規則第 29 条第 1 項第 3 号）【別添 5 参照】
 - iv）地域協議会における協議の概要（施行規則第 11 条第 1 項第 4 号又は施行規則第 29 条第 1 項第 4 号）【別添 6 参照】
 - v）特定総合特区事業の実施に関し、個別に必要な書類等【各論編参照】
- ④ 参考資料（総合特区推進方針）

（2）計画変更認定申請

- ① 総合特別区域計画の変更の認定申請書（施行規則別記様式第 1 の 5 又は第 5 の 5）
新旧対照表【P46 参照】
変更後の総合特別区域計画及び添付資料【上記（1）②及び③参照】
参考資料（変更理由書【P46 参照】等）

別添 1 国際戦略総合特別区域計画の認定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 1 の 4（第 11 条関係）

国際戦略総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

総合特別区域法第 12 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、国際戦略総合特別区域計画について認定を申請します。

注 1) 対象に訓令又は通達に係る規制の特例措置を含まない場合は、「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を削除して申請してください。

注 2) 対象が訓令又は通達に係る規制の特例措置のみの場合は、「第 12 条第 1 項の規定及び同法」の文字を削除して申請してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：〇〇市、（（株）〇〇〇、NPO法人〇〇）

注) 民間事業者と一体となって作成する計画の場合は、連名としても構いません(必ずしも連名とする必要はありません。)

1 国際戦略総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 原則として、総合特区指定申請書に記載した内容を転記してください。

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

○○

解説：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（必要に応じ記載）

② 評価指標及び数値目標

評價指標(1)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(1)：〇〇（平成〇〇年〇月現在）→〇〇（令和〇〇年）

評價指標(2)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(2)：〇〇（平成〇〇年〇月現在）→〇〇（令和〇〇年）

注1) 「総合特区の目指す目標」及び「評価指標及び数値目標」は、原則として、総合特区指定申請書に記載した内容を転記してください。

注2) 目標の変更を行う場合は、事前に「評価・調査検討会」に諮る必要があります。

3 特定国際戦略事業の名称

＜＜総合特区により実現を図る目標の概要＞＞のため、規制の特例措置や税制・財政金融上の支援措置等を活用しながら、＜＜解決策の概要＞＞に係る取組を行っていく。

注)「総合特区により実現を図る目標の概要」及び「解決策の概要」は、当該総合特区に係る国際競争力強化方針をもとに記載してください。

- ①＜＜特定国際戦略事業名＞＞（規制の特例措置（●●事業）、別紙１－１）
 ②＜＜特定国際戦略事業名＞＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙１－２）
 ③＜＜特定国際戦略事業名＞＞（国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙１－５）

• • • • •

注1) それぞれ、事業ごとに、その区分（規制の特例措置等）に対応した別紙を作成してください（国との協議が調った事業のみを対象としてください。）。

注2) 事業ごとに、規制の特例措置、税制上の支援措置、国際戦略総合特区利子補給金、総合特区施設整備促進事業、補助金等交付財産の転用手続きの特例の区分を記入する。規制の特例措置の場合、併せて基本方針別表の該当する特定国際戦略事業の名称も記載してください。

注3) 特定国際戦略事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

4 その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

i) 一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

- ①<<一般国際戦略事業名>> (<<財政上の支援措置の名称>>、別紙1－4)
- ②<<一般国際戦略事業名>> (<<財政上の支援措置の名称>>、別紙1－4) (金融上の支援措置 (<<金融上の支援措置の名称>>)、別紙1－8)

・・・・・・・・

注1) 事業ごとに、その区分(財政上の支援措置等)に対応した別紙を作成してください(国との協議が調った事業のみを記載してください(その際、指定申請書に記載した事業のうち、当該該当する事業を記載してください。また、取組の進捗に伴い追加しても構いません。))。

注2) 指定申請書別添11に記載した財政上の支援措置のうち、国との協議が調い、各府省の対応方針で支援することが示された事業を記載してください。その場合において、「財政上の支援措置」欄には、各府省の対応方針に記載された国の支援措置の名称(予算制度名)を記載してください。

なお、総合特区推進調整費を活用しようとする場合には、本欄に記載されている必要があります。

注3) 金融上の支援措置の対象となる事業については、国の金融上の支援措置の名称も合わせて記載してください(国との協議が調った事業に限ります。))。

注4) 金融上の支援措置のうち、国際戦略総合特区支援助子補給金又は総合特区施設整備促進事業の対象となる場合は、本欄ではなく、「3 特定国際戦略事業の名称」に記載してください。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置(別紙1－9)

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」を基に別紙1－9に記載してください。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

注1) 地方公共団体等が行った提案のうち、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなったものについて記載してください。

5 構造改革特区法の特定事業の名称

<<総合特区により実現を図る目標の概要>>のため、構造改革特区の規制の特例措置を活用しながら、<<解決策の概要>>に係る取組を行っていく。

注) 「総合特区により実現を図る目標の概要」及び「解決策の概要」は、当該総合特区に係る国際競争力強化方針をもとに記載してください。

- ①<<構造改革特区法の特定事業名(注1)>> (構造改革特区の規制の特例措置(●●事業(注2))、別紙1－10)

・・・・・・・・

注1) 構造改革特区法の特定事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

注2) 事業ごとに、構造改革特別区域基本方針別表の該当する特定事業の名称も記載してください。

別紙 1－1 ＜規制の特例措置（●●事業）＞【（事業番号）／（合計事業数）】

注 1）本別紙は、計画本文に列挙した規制の特例措置を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：規制の特例措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

注 2）規制の特例措置と合わせ、財政上の支援措置の対象となるものについては、別紙 1－1 に加え、別紙 1－4 も作成してください。

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜特定国際戦略事業名＞＞（規制の特例措置（●●事業））

注）総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇（株） 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
 特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
 特区内において〇〇を業とする株式会社
 特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人
 特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注 1）特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載してください。

注 2）「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。ただし、規制の特例措置の適用を受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。

注 3）「〇〇（株）」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注 4）上記で記載した者に関し、別添 3 により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容

- ① 事業概要
〇〇〇
- ② 事業に関与する主体
〇〇〇
- ③ 事業が行われる区域
〇〇〇
- ④ 事業の実施期間
令和〇〇年～令和〇〇年
- ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細
〇〇〇
- ⑥ その他
〇〇〇

注 1）規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

4 当該特別の措置の内容

○○○○○○

注1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「基本方針別表1の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容」等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、本欄に記載の上、これを表示した図を添付してください（指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照）。（例：○○○に係る特例措置：○市の区域のうち、・・・区域）

注3) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、基本方針別表1や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注4) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

注1) 本別紙は、国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該税制に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

注2) なお、同一事業年度においては、特別償却又は投資税額控除のいずれかの選択適用であることにご注意ください。

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （又は 別添のとおり。）

注）図面等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

〇市〇町〇丁目に所在する事業所内 （又は 別添図のとおり。）

注1）地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

注2）特定国際戦略事業の実施が予定される区域を記載してください。

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

令和〇年〇月から事業実施予定

注1）対象となる設備等の取得予定時期が決定していれば、括弧書きで記載してください。

注2）対象となる設備等が複数ある場合等においては、別紙で添付頂いても結構です。

別紙 1－4 ＜＜財政上の支援措置の名称＞＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注) 本別紙は、国の財政上の支援措置を活用する一般国際戦略事業ごとに作成してください(指定申請書別添 1 1 に記載した財政上の支援措置の要望事業のうち、国との協議が調った事業のみを記載してください)。

その際、当該別紙に係る一般国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。(例：当該支援措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。)

1 一般国際戦略事業の名称

＜＜一般国際戦略事業名＞＞(＜＜支援措置の名称＞＞)

注 1) 総合特区計画の「4 i) 一般国際戦略事業について」と同一の名称を記載してください。

注 2) 財政上の支援措置の名称は、指定申請書別添 1 1 の「国の制度名」を記載してください。国との協議の結果、別の制度で支援することとなった場合には、当該制度名を記載してください(新規制度の場合には、新規制度の名称を記載してください)。

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注 1) 一般国際戦略事業の概要を記載してください。

注 2) 規制の特例措置と関係する取組の場合には、規制の特例措置と併せて行うことによる効果を記載してください。

(例：規制の特例措置である●●事業と併せて行うことにより、〇〇が促進され、〇〇に資するものである。)

② 支援措置の内容

〇〇〇

注) 指定申請書別添 11 の「事業内容」等をもとに、支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

注) 指定申請書別添 11 の「実施主体」をもとに記載してください。

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

令和〇〇年度～令和〇〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙1-5 <国際戦略総合特区支援利子補給金>【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、総合特区支援利子補給金を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 特定国際戦略事業の名称

<<特定国際戦略事業名>> (国際戦略総合特区支援利子補給金)

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第 4 条に規定する金融機関に該当し、当該総合特区の地域協議会の構成員である金融機
関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、内閣府のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第 28 条第 1 項により指定を受ける。

注) 国際戦略総合特区利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください(指定申請書手引き、別添4及び5等を参照)。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注) 施行規則第3条に規定する事業に合致し、かつ、当該総合特区の政策課題及び解決策とも整合していることが明らかになるよう、できるだけ具体的に記載してください。また、b) で複数の該当事業種別を記載する場合は、a) とb) の関係がわかるように記載してください。なお、個別の事業が特定できるまでの記載をする必要はありません。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別（地方創生支援利子補給金交付要綱【別表3】に掲げる対象事業項目）

第○号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第○号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注1) 施行規則第3条の該当する号を抜粋してください。なお、地方創生支援利子補給金交付要綱【別表3】の具体的な事業例も参照してください。

注2) 複数の号を記載することも可能ですが、上記 a) の注) に留意してください。

別紙 1－6 ＜総合特区施設整備促進事業＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注) 本別紙は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜特定国際戦略事業名＞＞（総合特区施設整備促進事業）

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 本特例を活用しようとする認定地方公共団体（市町村に限る。）の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業の目的、事業内容

①特定国際戦略事業の目的

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②特定国際戦略事業の事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) それぞれ、簡潔に記載してください。

b) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

〇市〇町〇丁目付近 （又は 別添図のとおり。）

注) 地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

c) 当該特定国際戦略事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要

①施設整備を行うことが見込まれる者

＜中小企業者が共同して行う事業（法第2条第2項5号イ）＞

〇〇〇〇〇〇〇〇事業協同組合

特区内において〇〇を業とする株式会社 約〇社 等

＜中小企業者の事業を支援する者が行う事業（法第2条第2項5号ロ）＞

一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇 等

注) どちらか該当する方を記載してください。

②施設整備の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （又は 別添図のとおり。）

注) 図面等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。また、総合特区施設整備促進事業を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください（指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照）。

- d) 当該特定国際戦略事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期
令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

別紙 1－7 ＜補助金等交付財産の転用手続の特例＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注) 本別紙は、補助金等交付財産の転用手続の特例を活用する特定国際戦略事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該特例に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 特定国際戦略事業の名称

＜＜特定国際戦略事業名＞＞（補助金等交付財産の転用手続の特例）

注) 総合特区計画の「3 特定国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 当該補助金等交付財産を保有する者の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容**a) 特定国際戦略事業の内容**

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

所管府省：〇〇省

制度名：〇〇事業費

補助年度：令和〇〇年度

c) 上記b)に係る補助金等交付財産の現状

財産名：〇〇

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

取得年月日：令和〇〇年〇月〇日

供用開始年月日：令和〇〇年〇月〇日

取得価格：〇〇千円

国庫負担金額：〇〇千円 等

d) 転用の必要性

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

e) 転用に係る事業の実施主体

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人 等

注1) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。

注2) 「(株) 〇〇」のように、特定の実施主体を特定している場合、主体の追加は計画の変更に該当します。

f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

〇〇

注)「有償譲渡」「無償譲渡」「有償貸与」「無償貸与」のいずれかを記載。

g) 転用後の施設の目的

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注1) それぞれ、簡潔かつ具体的に記載してください。

注2) 本別紙に基づき、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第22条における承認の基準に照らして補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うこととなることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにしてください。

注3) 補助金等所管省庁が補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うのに必要な資料は補助金等交付財産によって異なるため、補助金等所管省庁より本別紙に記載する事項の他に必要な資料を求められることがあることにご留意ください。

注4) 補助金等交付財産の転用手続きの特例を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください（指定申請書手引き、別添4及び5等を参照）。

別紙 1－8 ＜金融上の支援措置（＜＜金融上の支援措置の名称＞＞）＞【（事業番号）／（合計事業数）】

注）本別紙は、国の金融上の支援措置（国際戦略総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業を除く。）

を活用する一般国際戦略事業ごとに作成してください（国との協議が調ったもののみを記載してください。）。

その際、当該別紙に係る一般国際戦略事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 一般国際戦略事業の名称

＜＜一般国際戦略事業名＞＞（金融上の支援措置（＜＜金融上の支援措置の名称＞＞））

注 1）総合特区計画の「4 一般国際戦略事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注 2）金融上の支援措置の名称は、国の制度名を記載してください。

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注）一般国際戦略事業の概要を記載してください。

② 支援措置の内容

〇〇〇

注）支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

令和〇〇年度～令和〇〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙１－９　＜地域において講ずる措置＞

注）指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」をもとに、記載してください（取組の進捗に伴い、追加しても構いません。）。

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定
3. 地方公共団体等における体制の強化
4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

別紙 1－10 ＜構造改革特区の規制の特例措置（●●事業）＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注 1) 本別紙は、計画本文に列挙した構造改革特区の規制の特例措置を活用する構造改革特区法の特定事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る構造改革特区法の特定事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：構造改革特区の規制の特例措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 構造改革特区法の特定事業の名称

＜＜構造改革特区法の特定事業名＞＞（構造改革特区の規制の特例措置（●●事業））

注 1) 総合特区計画の「5 構造改革特区法の特定事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

〇〇（株） 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
 特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
 特区内において〇〇を業とする株式会社
 特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人
 特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注 1) 特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載してください。

注 2) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。ただし、規制の特例措置の適用が受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。

注 3) 「〇〇（株）」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注 4) 上記で記載した者に関し、別添 3 により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 構造改革特区法の特定事業の内容

- ① 事業概要
〇〇〇
- ② 事業に関与する主体
〇〇〇
- ③ 構造改革特区法の特定事業実施区域の範囲
〇〇〇

注 1) 上記で記載した範囲に関し、当該特定事業実施区域の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、別添 7 により「特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面」を作成し、添付してください。

当該特定事業実施区域の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、別添 7 及び 8 により「特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面」及び「縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図」を作成し、添付してください。

④ 当該規制の特例措置の適用の開始の日及び事業の実施期間

〇〇〇

注 2) 上記で記載した開始の日及び実施期間に関し、別添 9 により「構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書」を作成し、添付してください。

- ・本添付文書は総合特区計画の認定基準のうち第 3 号基準への適合を判断するために求められるものです。
- ・ここには、構造改革特区の特定事業の工程を示すだけでなく、総合特区計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
- ・工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。
- ・個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。

イ. 当該規制の特例措置の適用が開始される日

ロ. 計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日

ハ. 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日

⑤ その他

〇〇〇

注 3) 構造改革特区の規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述してください。

注 4) 個別の構造改革特区の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域計画認定申請マニュアルを参照してください。

4 当該規制の特例措置の内容

〇〇〇〇〇〇

注 1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「構造改革特別区域基本方針別表 1 の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容」等、構造改革特区の規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注 2) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、構造改革特別区域基本方針別表や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注 3) 個別の構造改革特区の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」を参照してください。

別添 2 地域活性化総合特区計画の認定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 5 の 4（第 29 条関係）

地域活性化総合特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

総合特別区域法第 35 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、地域活性化総合特別区域計画について認定を申請します。

注 1）対象に訓令又は通達に係る規制の特例措置を含まない場合は、「及び同法附則第 3 条に規定する措置」の文字を削除して申請してください。

注 2）対象が訓令又は通達に係る規制の特例措置のみの場合は、「第 35 条第 1 項の規定及び同法」の文字を削除して申請してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：〇〇市、（（株）〇〇〇、NPO法人〇〇）

注) 民間事業者と一体となって作成する計画の場合は、連名としても構いません(必ずしも連名とする必要はありません。)

1 地域活性化総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 原則として、総合特区指定申請書に記載した内容を転記してください。

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

[illegible]

解説：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（必要に応じ記載）

② 評価指標及び数値目標

評價指標(1)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(1)：〇〇（平成〇〇年〇月現在）→〇〇（令和〇〇年）

評價指標(2)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(2)：〇〇（平成〇〇年〇月現在）→〇〇（令和〇〇年）

注)「総合特区の目指す目標」及び「評価指標及び数値目標」は、原則として、総合特区指定申請書に記載した内容を転記してください。

3 特定地域活性化事業の名称

＜＜総合特区により実現を図る目標の概要＞＞のため、規制の特例措置や財政・金融上の支援措置等を活用しながら、＜＜解決策の概要＞＞に係る取組を行っていく。

注)「総合特区により実現を図る目標の概要」及び「解決策の概要」は、当該総合特区に係る地域活性化方針をもとに記載してください。

①＜＜特定地域活性化事業名＞＞（規制の特例措置（●●事業）、別紙2-1）

②＜＜特定地域活性化事業名＞＞（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

• • • • •

注1) それぞれ、事業ごとに、その区分（規制の特例措置等）に対応した別紙を作成してください（国との協議が調った事業のみを対象としてください。）。

注2) 事業ごとに、規制の特例措置、地域活性化総合特区利子補給金、総合特区施設整備促進事業、補助金等交付財産の転用手続きの特例の区分を記入する。規制の特例措置の場合、併せて基本方針別表の該当する特定地域活性化事業の名称も記載してください。

注3) 特定地域活性化事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

- ① <<一般地域活性化事業名>> (<<財政上の支援措置の名称>>、別紙2-3)
- ② <<一般地域活性化事業名>> (<<財政上の支援措置の名称>>、別紙2-3) (金融上の支援措置 (<<金融上の支援措置の名称>>)、別紙2-7)

.....

注1) 事業ごとに、その区分(財政上の支援措置等)に対応した別紙を作成してください(国との協議が調った事業のみを記載してください(その際、指定申請書に記載した事業のうち、当該該当する事業を記載してください。また、取組の進捗に伴い追加しても構いません。))。

注2) 指定申請書別添11に記載した財政上の支援措置のうち、国との協議が調い、各府省の対応方針で支援することが示された事業を記載してください。その場合において、「財政上の支援措置」欄には、各府省の対応方針に記載された国の支援措置の名称(予算制度名)を記載してください。

なお、総合特区推進調整費を活用しようとする場合には、本欄に記載されている必要があります。

注3) 金融上の支援措置の対象となる事業については、国の金融上の支援措置の名称も合わせて記載してください(国との協議が調ったものに限りします。))。

注4) 金融上の支援措置のうち、地域活性化総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業の対象となる場合は、本欄ではなく、「3 特定地域活性化事業の名称」に記載してください。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置(別紙2-8)

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」を基に別紙2-8に記載してください。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

注1) 地方公共団体等が行った提案のうち、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなったものについて記載してください。

5 構造改革特区法の特定事業の名称

<<総合特区により実現を図る目標の概要>>のため、構造改革特区の規制の特例措置を活用しながら、<<解決策の概要>>に係る取組を行っていく。

注) 「総合特区により実現を図る目標の概要」及び「解決策の概要」は、当該総合特区に係る国際競争力強化方針をもとに記載してください。

- ① <<構造改革特区法の特定事業名(注1)>> (構造改革特区の規制の特例措置(●●事業(注2))、別紙2-9)

注1) 構造改革特区法の特定事業名は、指定申請書別添10における事業名を原則としてください。但し、その名称では事業が特定されない場合には、括弧を付与するなどにより詳細の事業名としてください。

注2) 事業ごとに、構造改革特別区域基本方針別表の該当する特定事業の名称も記載してください。

別注) 構造改革特別区域の規制の特例措置「地域限定特例通訳案内士育成等事業」の「地域通訳案内士」制度への移行に伴う総合特別区域の対応について

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(本別注において、以下「改正法」という。)により、平成30年1月4日から構造改革特別区域法(本別注において、以下「構造特区法」という。)第19条の2に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業(特例措置番号1229)は廃止され、改正後の通訳案内士法(本別注において、以下「新通訳案内士法」という。)に基づき新たに導入される「地域通訳案内士」制度が全国で適用可能となりました。

本改正を受け、総合特別区域法(本別注について、以下「総合特区法」という。)第37条の2第1項に規定する構造特区法の特定事業として地域活性化総合特別区域が実施している「地域限定特例通訳案内士育成等事業」の取扱い及び総合特別区域の対応は、下記のとおりとなります。

1. 総合特別区域計画について

既に総合特区法第37条の2第3項の規定により読み替えて適用される第35条第10項の規定の認定を受けている地域活性化総合特別区域計画であって、認定申請の別紙2-9(構造改革特区の規制の特例措置)に地域限定特例通訳案内士育成等事業が記載されているものについては、新通訳案内士法第54条第1項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条第3項に規定する観光庁長官の同意を得たものとみなされることになります(改正法附則第21条第1項関連)。みなし規定は、地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る記載を変更しない限り、現行の総合特別区域計画の終了時期まで適用され続けます。

2. 計画の内容を変更する場合に必要な手続について

改正法の施行後に地域限定特例通訳案内士育成等事業の内容を変更する場合、地域活性化総合特別区域認定地方公共団体は、新通訳案内士法第54条第6項に従い、新たに地域通訳案内士育成等計画を作成し、観光庁長官の同意を得る必要があります。

この手続を行うときは、観光庁長官の同意が得られた後に、内閣府地方創生推進事務局に、地域活性化総合特別区域計画に係る以下の変更を届け出てください。

- (1) 認定申請の別紙2-9から地域限定特例通訳案内士育成等事業に係る記載を削除する。
- (2) 認定申請の別紙2-8(地域において講ずる措置)の「その他の地域の責任ある関与として講ずる措置」に地域通訳案内士事業を追加する。
- (3) 別紙2-9及び2-8の変更に伴い必要となるその他の変更を行う。

別紙２－１ ＜規制の特例措置（●●事業）＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注）本別紙は、計画本文に列挙した規制の特例措置を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：規制の特例措置に係る事業が３事業あり１番目の事業を示す場合は、【１／３】とする。）

１ 特定地域活性化事業の名称

＜＜特定地域活性化事業名＞＞（規制の特例措置（●●事業））

注）総合特区計画の「３ 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

２ 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇（株） 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人

特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注１）特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載してください。

注２）「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。ただし、規制の特例措置の適用を受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。

注３）「〇〇（株）」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注４）上記で記載した者に関し、別添３により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

３ 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

② 事業に関与する主体

〇〇〇

③ 事業が行われる区域

〇〇〇

④ 事業の実施期間

〇〇〇

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

〇〇〇

⑥ その他

〇〇〇

注１）規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかに

するために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

4 当該特別の措置の内容

○○○○○○

注1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「基本方針別表2の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容」等、規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注2) 個別の規制の特例措置を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、本欄に記載の上、これを表示した図を添付してください（指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照）。（例：○○○に係る特例措置：○市の区域のうち、・・・区域）

注3) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、基本方針別表2や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注4) 個別の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、各論編を参照してください。

別紙 2－3 ＜＜財政上の支援措置の名称＞＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注) 本別紙は、国の財政上の支援措置を活用する一般地域活性化事業ごとに作成してください(指定申請書別添 1 1 に記載した財政上の支援措置の要望事業のうち、国との協議が調った事業のみを記載してください。)

その際、当該別紙に係る一般地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。(例：当該財政に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。)

1 一般地域活性化事業の名称

＜＜一般地域活性化事業名＞＞(＜＜支援措置の名称＞＞)

注 1) 総合特区計画の「4 i) 一般地域活性化事業について」と同一の名称を記載してください。

注 2) 財政上の支援措置の名称は、指定申請書別添 1 1 の「国の制度名」を記載してください。国との協議の結果、別の制度で支援することとなった場合には、当該制度名を記載してください。(新規制度の場合には、新規制度の名称を記載してください。)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注 1) 一般地域活性化事業の概要を記載してください。

注 2) 規制の特例措置と関係する取組の場合には、規制の特例措置と併せて行うことによる効果を記載してください。

(例：規制の特例措置である●●事業と併せて行うことにより、〇〇が促進され、〇〇に資するものである。)

② 支援措置の内容

〇〇〇

注) 指定申請書別添 11 の「事業内容」等をもとに、支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

注) 指定申請書別添 11 の「実施主体」をもとに記載してください。

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

令和〇〇年度～令和〇〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙2-4 ＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、総合特区支援利子補給金を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 特定地域活性化事業の名称

<<特定地域活性化事業名>> (地域活性化総合特区支援利子補給金)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第7条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第 56 条第 1 項により指定を受ける。

注) 地域活性化総合特区利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください(指定申請書手引き、別添4及び5等を参照)。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

注) 施行規則第 6 条に規定する事業に合致し、かつ、当該総合特区の政策課題及び解決策とも整合していることが明らかになるよう、できるだけ具体的に記載してください。また、b) で複数の該当事業種別を記載する場合は、a) と b) の関係がわかるように記載してください。なお、個別の事業が特定できるまでの記載をする必要はありません。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（地方創生支援利子補給金交付要綱【別表4】に掲げる対象事業項目）

[illegible][illegible]

注1) 施行規則第6条の該当する号を抜粋してください。なお、地方創生支援利子補給金交付要綱【別表4】の具体的な事業例も参照してください。

注 2) 複数の号を記載することも可能ですが、上記 a) の注) に留意してください。

別紙 2-5 ＜総合特区施設整備促進事業＞【(事業番号) / (合計事業数)】

注) 本別紙は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号/合計事業数】を記載してください。(例: 当該支援措置に係る事業が3事業あり1番目の事業を示す場合は、【1/3】とする。)

1 特定地域活性化事業の名称

＜＜特定地域活性化事業名＞＞(総合特区施設整備促進事業)

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注1) 本特例を活用しようとする認定地方公共団体(市町村に限る。)の名称を記入してください。

注2) 上記で記載した者に関し、別添3により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業の目的、事業内容

①特定地域活性化事業の目的

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②特定地域活性化事業の事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) それぞれ、簡潔に記載してください。

b) 当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域

〇市〇町〇丁目付近 (又は 別添図のとおり。)

注) 地図等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。

c) 当該特定地域活性化事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要

①施設整備を行うことが見込まれる者

＜中小企業者が共同して行う事業(法第2条第3項5号イ)＞

〇〇〇〇〇〇〇〇事業協同組合

特区内において〇〇を業とする株式会社 約〇社 等

＜中小企業者の事業を支援する者が行う事業(法第2条第3項5号ロ)＞

一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇 等

注) どちらか該当する方を記載してください。

②施設整備の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (又は 別添図のとおり。)

注) 図面等により説明する場合はその旨を本欄に記載の上、添付してください。また、総合特区施設整備促進事業を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください(指定申請書の手引き、別添4及び5等を参照)。

- d) 当該特定地域活性化事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期
令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

別紙 2－6 ＜補助金等交付財産の転用手続の特例＞【(事業番号)／(合計事業数)】

注) 本別紙は、補助金等交付財産の転用手続の特例を活用する特定地域活性化事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る特定地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該特例に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 特定地域活性化事業の名称

＜＜特定地域活性化事業名＞＞（補助金等交付財産の転用手続の特例）

注) 総合特区計画の「3 特定地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該特別の措置を受けようとする者

〇〇市

注 1) 当該補助金等交付財産を保有する者の名称を記入してください。

注 2) 上記で記載した者に関し、別添 3 により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**a) 特定地域活性化事業の内容**

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

所管府省：〇〇省

制度名：〇〇事業費

補助年度：令和〇〇年度

c) 上記 b) に係る補助金等交付財産の現状

財産名：〇〇

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

取得年月日：令和〇〇年〇月〇日

供用開始年月日：令和〇〇年〇月〇日

取得価格：〇〇千円

国庫負担金額〇〇千円 等

d) 転用の必要性

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

e) 転用に係る事業の実施主体

(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人 等

注 1) 「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。

注 2) 「(株) 〇〇」のように、特定の実施主体を特定している場合、主体の追加は計画の変更に該当します。

f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

○○

注)「有償譲渡」「無償譲渡」「有償貸与」「無償貸与」のいずれかを記載。

g) 転用後の施設の目的

○○○○○○○○○○○○○○

h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

○○○○○○○○○○○○○○

注1) それぞれ、簡潔かつ具体的に記載してください。

注2) 本別紙に基づき、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第22条における承認の基準に照らして補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うこととなることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにしてください。

注3) 補助金等所管省庁が補助金等交付財産の転用手続きの特例に係る総合特区計画の同意の判断を行うのに必要な資料は補助金等交付財産によって異なるため、補助金等所管省庁より本別紙に記載する事項の他に必要な資料を求められることがあることにご留意ください。

注4) 補助金等交付財産の転用手続きの特例を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください（指定申請書手引き、別添4及び5等を参照）。

別紙２－７ ＜金融上の支援措置（＜＜金融上の支援措置の名称＞＞）＞【（事業番号）／（合計事業数）】

注）本別紙は、国の金融上の支援措置（地域活性化総合特区支援利子補給金又は総合特区施設整備促進事業を除く。）を活用する一般地域活性化事業ごとに作成してください（国との協議が調ったもののみを記載してください。）。

その際、当該支援措置に係る一般地域活性化事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：当該支援措置に係る事業が３事業あり１番目の事業を示す場合は、【１／３】とする。）

１ 一般地域活性化事業の名称

＜＜一般地域活性化事業名＞＞（金融上の支援措置（＜＜金融上の支援措置の名称＞＞））

注１）総合特区計画の「４ 一般地域活性化事業の名称」と同一の名称を記載してください。

注２）金融上の支援措置の名称は、国の制度名を記載してください。

２ 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

注）一般地域活性化事業の概要を記載してください。

② 支援措置の内容

〇〇〇

注）支援対象となる取組の具体的内容を記載してください。

③ 事業実施主体

〇〇〇

④ 事業が行われる区域

〇〇〇

⑤ 事業の実施期間

令和〇〇年度～令和〇〇年度

⑥ その他

〇〇〇

別紙２－８　＜地域において講ずる措置＞

注) 指定申請書に掲げている「地域において講ずる措置」をもとに、記載してください（取組の進捗に伴い、追加しても構いません。）。

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定
3. 地方公共団体等における体制の強化
4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

別紙 2-9 <構造改革特区の規制の特例措置（●●事業）＞【（事業番号）／（合計事業数）】

注 1）本別紙は、計画本文に列挙した構造改革特区の規制の特例措置を活用する構造改革特区法の特定事業ごとに作成してください。

その際、当該別紙に係る構造改革特区法の特定事業が複数ある場合には、標題右に【事業番号／合計事業数】を記載してください。（例：構造改革特区の規制の特例措置に係る事業が 3 事業あり 1 番目の事業を示す場合は、【1／3】とする。）

1 構造改革特区法の特定事業の名称

<<構造改革特区法の特定事業名>>（構造改革特区の規制の特例措置（●●事業））

注 1）総合特区計画の「5 構造改革特区法の特定事業の名称」と同一の名称を記載してください。

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

〇〇（株） 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

特定非営利活動法人〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

特区内において〇〇を業とする株式会社

特区内において〇〇を行う特定非営利活動法人

特区内における〇〇法に基づく〇〇 等

注 1）特例措置の適用を受けられる者の範囲（当該者の属性、規模、所在地等）を記載してください。

注 2）「特区内において〇〇を業とする株式会社」のように、特定の実施主体を特定せず、包括的に記載することも可能です。ただし、規制の特例措置の適用が受けられる者の特定が求められている規制については、特定することが必要となります。

注 3）「〇〇（株）」のように、実施主体を特定している場合には、実施主体の追加は計画の変更に該当します。

注 4）上記で記載した者に関し、別添 3 により「特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況」を作成し、添付してください。

3 構造改革特区法の特定事業の内容

① 事業概要

〇〇〇

② 事業に関与する主体

〇〇〇

③ 構造改革特区法の特定事業実施区域の範囲

〇〇〇

注 1）上記で記載した範囲に関し、当該特定事業実施区域の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、別添 7 により「特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面」を作成し、添付してください。

当該特定事業実施区域の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、別添 7 及び 8 により「特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面」及び「縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図」を作成し、添付してください。

④ 当該規制の特例措置の適用の開始の日及び事業の実施期間

〇〇〇

注 2) 上記で記載した開始の日及び実施期間に関し、別添 9 により「構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書」を作成し、添付してください。

- ・本添付文書は総合特区計画の認定基準のうち第 3 号基準への適合を判断するために求められるものです。
- ・ここには、構造改革特区の特定事業の工程を示すだけでなく、総合特区計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
- ・工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。
- ・個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。

イ. 当該規制の特例措置の適用が開始される日

ロ. 計画の認定後に特例措置に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日

ハ. 特例措置に基づく事実行為が実際に開始される日

⑤ その他

〇〇〇

注 3) 構造改革特区の規制の特例措置の適用を受けて実施される事業の具体的な内容として、事業に関与する主体、事業が行われる区域、事業の実施期間、事業により実現される行為や整備される施設等の詳細、その他の事業内容を明らかにするために必要な内容を記述してください。

注 4) 個別の構造改革特区の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域計画認定申請マニュアルを参照してください。

4 当該規制の特例措置の内容

〇〇〇〇〇〇

注 1) 「当該地方公共団体が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠」、「構造改革特別区域基本方針別表 1 の「特例措置の内容」で定められている特区計画認定後に求められる通知等の手続の実施方法」や「「同意の要件」で定められている弊害の防止措置の内容」等、構造改革特区の規制の特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

注 2) 特例措置の内容への適合の判断は地方公共団体が行うこととなるので、個別規制毎に、適合性の判断の根拠を記述する必要があります。単に、構造改革特別区域基本方針別表や規制の特例措置を定める法律等の規定内容を転記するだけでは不十分となりますので御留意ください。

注 3) 個別の構造改革特区の規制の特例措置に応じて、当該事項として特に記載すべき事項については、構造改革特別区域計画認定申請マニュアルを参照してください。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《〇〇事業》別紙〇—〇関係
名称	〇〇〇〇
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
概要	○ 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。 設 立 : 〇〇年〇月〇日 業 種 : サービス業 業務概要 : 〇〇〇〇〇〇 △△△△△△ ××××××

注1) 「名称」欄には、対象となる法人名又は個人名を記載してください。

注2) 「住所」欄には、対象が法人である場合には本店の所在地、個人の場合には事業を実施する場所を記載してください。

注3) 既に認定を受けた法第26条の課税の特例事業について、当該事業実施主体の追加を行う場合は、次頁を参照して作成してください。

記載例（課税の特例）

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《〇〇事業》別紙〇—〇関係
名称	〇〇〇〇
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
概要	設 立：〇〇年〇月〇日 業 種：△△製造業 業務概要：特区目標（あるいは特区推進方針）の□□達成のため、別紙 1－2 に記載する〇〇事業において〇〇の☆☆（生産性向上など）に寄与す る△△部品を製造する設備を導入する。

注 1) 「名称」欄には、対象となる法人名又は個人名を記載してください。

注 2) 「住所」欄には、対象が法人である場合には本店の所在地、個人の場合には事業を実施する場所を記載してください。

② 主体が特定されていない場合

対象事業名	《〇〇事業》別紙〇—〇関係
これまでの調整状況	〇年△月 〇〇市特区構想検討委員会設置 〇年〇月 △△関係事業者（〇社）への意向調査 △社が参加意向を示す。 △年△月 同検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。
特定する方法	国内及び国外の△△関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 〇〇（役職：委員長）、△△（役職）、××（役職）・・・ 予算：〇〇円
今後の予定	〇年△月～〇月 コンペ参加募集 〇年〇月～〇月 提案受付 〇年×月 選定委員会、審査結果の公表 ⇒主体の特定 △年△月 事業開始

別添 4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は 実施主体名	〇〇県
当該地方公共団体が関 係すると判断する理由	隣接県であり、〇〇に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えら れるため
意見を聴いた日	令和〇年〇月〇日 (書面等により意見を聴いた場合には、意見聴取先から意見の提出があつ た日)
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 〇〇規制の緩和に際しては、〇〇〇〇といった弊害が考えられる。そ れを予防するような措置を併せて提案して欲しい。 2. ※書面等により意見を聴いた場合には、意見聴取先から提出があった書面 を別紙で提出頂いても結構です。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、代替措置に関する記載を計画に追加し た。 2.

注) 意見を聴いた関係地方公共団体又は実施主体ごとに作成してください。

別添5 総合特別区域計画の作成についての提案書

国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案書

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名

総合特別区域法第12条第5項の規定に基づき、別添のとおり、総合特別区域法第12条第1項の規定に基づく国際戦略総合特別区域計画の作成について提案します。

地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案書

年 月 日

〇〇市長

〇〇 〇〇 殿

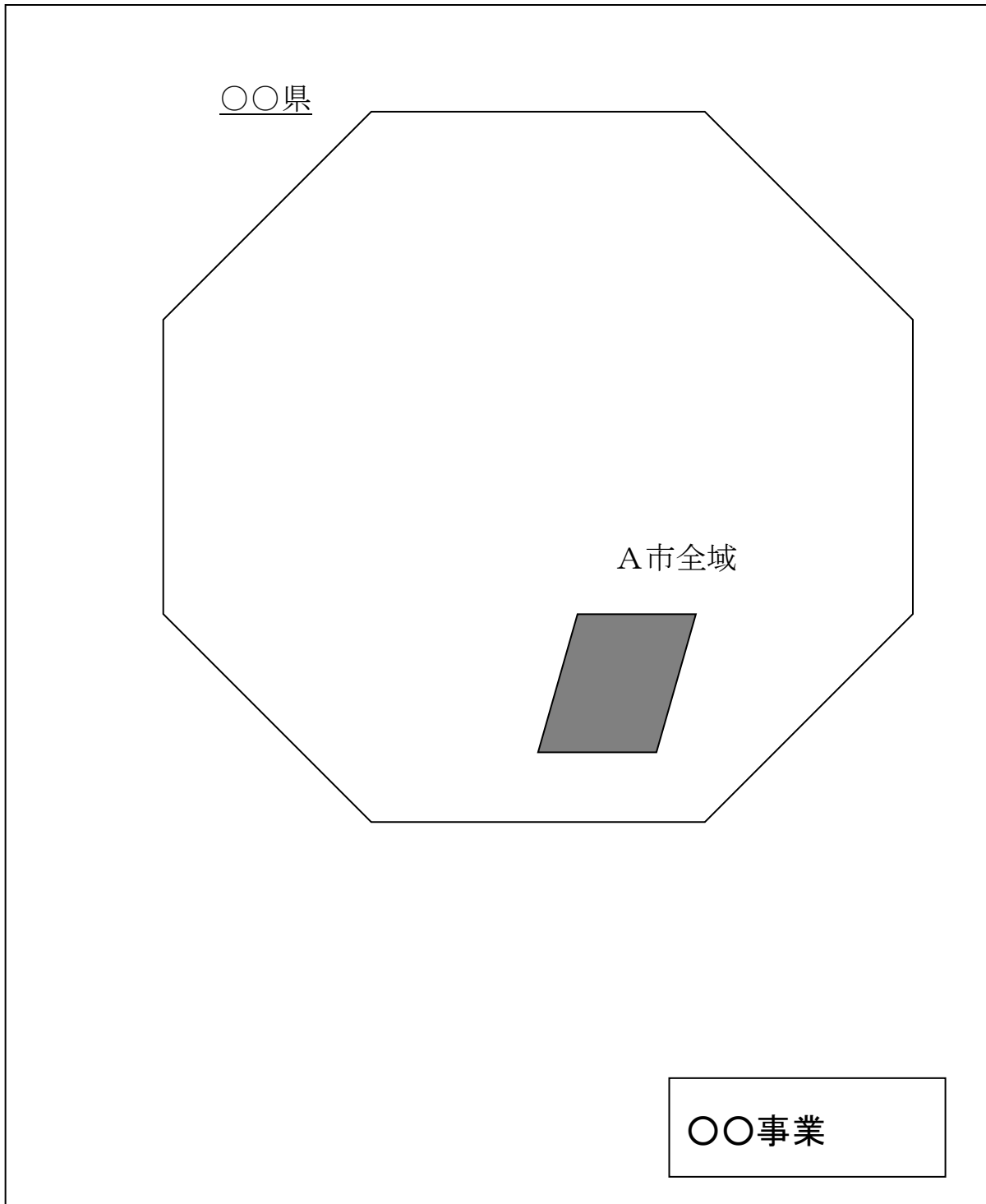
提案者の肩書き・氏名

総合特別区域法第35条第5項の規定に基づき、別添のとおり、総合特別区域法第35条第1項の規定に基づく地域活性化総合特別区域計画の作成について提案します。

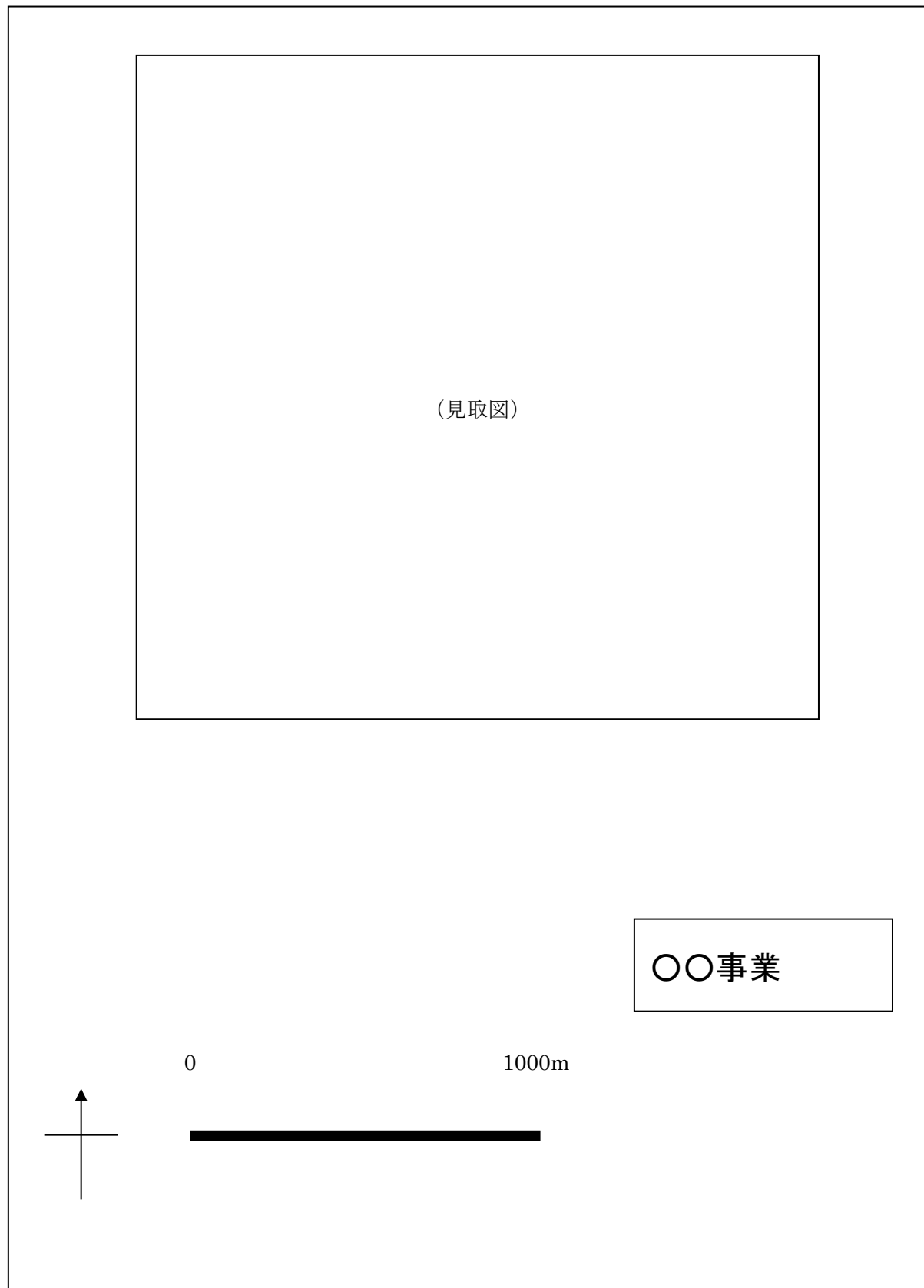
別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇協議会
地域協議会の設置日	令和〇年〇月〇日
地域協議会の構成員	〇〇県 〇〇市 〇〇〇商工会議所 (株) 〇〇〇〇 特定非営利活動法人 〇〇〇〇 ※別紙で添付頂いても結構です。
協議を行った日	(第〇回) 令和〇年〇月〇日 協議会を開催 (第〇回) 令和〇年〇月〇日 持ち回りで協議 ※持ち回りの場合は、最終的な了解が得られた日を記載してください。
協議会の意見の概要	(第〇回) 1. 〇〇事業については、〇〇だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. 〇〇については、〇〇の規制だけではなく、△△の規制も問題となっている。提案に追加すべき (第〇回) ※別紙で添付頂いても結構です。
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、計画に追加した。 2. については、意見を踏まえ、新たに規制の特例措置等の提案を行うとともに、計画に追加した。 ※別紙で添付頂いても結構です。

別添7 特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面



別添 8 縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図



別添 9 構造改革特区法の特定事業の工程表及びその内容を説明した文書

工程表のモデル

区分	特定事業等の名称	H.26.4	H26.7	H26.8	H27.4		H28～
特定事業	特定農業者による 特定酒類製造事業	酒類製造特例適用開始申請	酒類製造免許取得	酒類製造及び販売開始	酒類製造免許取得者の拡大		魅力ある〇〇の郷の形成
関連事業	グリーンツーリズム推進事業	視察研修 〇どぶろく 〇観光研究	ラ〇ク体験メニュー確保 〇体験メニュー開発・インスト				
	人にやさしいまちづくり事業						

注： 1) 区分の欄の「特定事業」は、構造改革特区の規制の特例措置を活用した事業
 2) 区分の欄の「関連事業」は、総合特区計画における構造改革特区法の特定事業に関連する事業等

参考 報告（届出）様式

第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定地方公共団体の長の氏名

国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画の変更について（報告）

令和 年 月 日付けで認定を受けた国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画について、下記のとおり変更を行いましたので報告します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注

- 1 変更事項の内容については、「別添「新旧対照表」のとおり」と記載し、新旧対照表を添付してください。
- 2 下線部は「国際戦略総合特別区域」又は「地域活性化総合特別区域」で該当する一方を記載してください。
- 3 破線部は最新の（変更）認定日としてください。

参考 新旧対照表 様式

国際戦略（地域活性化）総合特区計画（〇〇総合特区）： 新旧対照表

新	旧

※ 変更のない箇所は、項目名を記載した上で（略）などとしてください。

※ 変更箇所は新旧共に下線としてください。

※ 変更箇所を赤字等に变更しないでください。

※ その他、字体等は統一してください。

参考 変更理由書 様式

国際戦略（地域活性化）総合特区計画（〇〇総合特区）： 変更理由書

変更箇所	変更理由

※ 軽微な字句の修正に関しては記載する必要はありません。

※ 必要に応じて、参考資料の送付を依頼することがあります。

各論

(規制の特例措置)

番号	国交 A001	特定事業名	国際戦略建築物整備事業	
根拠条文	法第 21 条		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条				
現行規定				
建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 13 項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

国際競争力の強化の観点から、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和することとする。ただし、当該緩和内容については、当該用途地域の指定の目的を妨げないものであることとする。

② 概要

国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた国際戦略総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

例えば、都市計画で指定される工業地域及び工業専用地域においては、建築基準法上は、ホテル又は旅館等の建築は認められないが、あらかじめ、これら用途地域の指定の目的に反しない内容のものとして「工業の振興と工場見学などの産業観光の一体的な促進に資する建築物の建築を誘導する」という建築物の整備に関する基本方針が国際戦略総合特区計画に定められている場合には、特定行政庁はホテル等の建築物について当該建築物の整備に関する基本方針に適合することを認めて許可することが可能となる。なお、許可の手続については建築基準法第 48 条に基づいて行われたい。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針、当該事業を行う区域の用途地域及び当該基本方針に基づいて建築する建築物の用途

② 計画に添付すべき書類等

特になし

③ 上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	国交 A002	特定事業名	特別用途地区国際戦略建築物整備事業
根拠条文	法第 22 条	措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項 現行規定 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

国際競争力の強化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

②概要

建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた国際戦略総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

2. 基本方針の記載内容の解説

特別用途地区内において、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定による建築物の用途制限を緩和しようとする場合には、あらかじめ特別用途地区を都市計画決定する必要がある。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

制限の緩和の内容（条例（案）等）

②計画に添付すべき書類等

- 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書
- 2 参考資料

③上記に関し留意すべき事項

参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。

番号	経産 A001	特 定 事 業 名	工場等新增設促進事業
根拠条文	法第 23 条	措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域産業集積形成法」という。）第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項 現行規定 工場立地法第 4 条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 さらに、同法の特例措置として、地域産業集積形成法第 10 条の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

大都市周辺地域では、工場立地法が現行の規制体系を導入した昭和 48 年以前に建設された、規制基準をそもそも満たしていない立地法工場等が多い。こうした工場等では、現行の工場立地法又は地域産業集積形成法の規定に基づき設定されている緑地面積率等の規制により、工場等の新設・増設が抑制されており、工場等の新規投資の促進により我が国の産業の国際競争力強化を図ろうとする取組を進める上での障害となっている。

このため、国の産業の国際競争力の強化の観点から国際戦略総合特別区域において認定地方公共団体が現行の規制の基準を緩和することができる環境を整備する必要がある。

② 概要

指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。

2. 基本方針の記載内容の解説

工場立地法の緑地面積率等に係る規制は、人の生命又は身体の安全の確保を保護法益とするものではない。従って、規制緩和の要請と環境保全とのバランスが十分に担保できれば、産業の国際競争力の強化という総合特区法の法益を実現する観点からこれを緩和することは許容されるものと考えられる。

この点、今回の措置では、①住民参加を前提とした自治体の条例制定プロセスを経る必要がある、②特区計画の認定の際の内閣総理大臣による同意プロセスにより特例措置の活用についてのチェックが可能である、ことから規制緩和の要請と環境保全とのバランスは担保されることが考えられる。

そこで、工場立地法の趣旨も踏まえた、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画であって、その計画が内閣総理大臣による国際戦略総合特別区域計画の認定を受けた指定地方公共団体は、各自治体の条例で、当該計画の区域内において適用できる緑地面積率等について、国が公表する準則や都道府県等が定める準則に代えて適用することができる準則を設定できるものとしている。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

工場立地を環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするという工場立地法の趣旨も踏まえた緑地面積率及び環境施設面積率を定めた計画を示すこと。

なお、条例の策定にあたっては、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則（以下「地域準則等」）に代えて、適用すべき準則を定めるものであり、地域準則等に規定されていない事項や工場立地法の趣旨を逸脱した条例を策定することはできない。

例えば、工場立地法では工場と地域の調和を目的に緑地を設置することを義務付けているため、緑地面積率を0%にするという計画は認められない。

② 計画に添付すべき書類等

緩和の内容（条例（案）等）

③ 上記に関し留意すべき事項

特になし。

番号	国交 A003	特定事業名	国際会議等参加旅客不定期航路事業	
根拠条文	法第 19 条の 3		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 1 条の 2				
現行規定				
旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。				
一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路				
二 起点が終点と一致する航路であって寄港地のないもの				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

国際会議等の誘致を促進し、国際競争力の向上を図るため、総合特別区域法において、海上運送法の特例を設けることとし、具体的には一定の要件を満たす航路においては、旅客不定期航路事業による異なる二地点間の乗合旅客の運送を認めることとする。

②概要

指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、当該航路において旅客不定期航路事業による乗合旅客の運送を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

国際会議等を誘致することは、来日外国人の増加をもたらし、産業の国際競争力の強化につながる。国際会議等の開催地を決定する要因には、会議施設の収容能力、会議運営能力、世界各地からのアクセス等とともに、観光魅力もその一つであるとされており、魅力的な航路があることは、当該地域の開催地としての魅力向上に資するものである。

そのため、指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、当該航路において旅客不定期航路事業による乗合旅客の運送を行うことができることとするものである。

そこで具体的には、

- ・海上運送法体系においては、実施に問題があり、運航が困難であるが、本特例措置により、国際会議等の新規誘致に資するなど、新たな需要の喚起が見込まれる航路であること
- ・複数の会議施設や展示場が集積しているなど、年間を通じて国際会議等が多く開催されることが見込ま

れる地域であること

- ・ 空港など多数の外国人が集まる施設と国際会議等が開催される施設とを結ぶ航路であること
- ・ 当該航路の起点、寄港地及び終点が、開催する国際会議等の会場や空港等の施設の近隣に存在すること
- ・ 指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画を申請するときは、あらかじめ一般旅客定期航路事業者に意見を聴取することが認められる場合に、本事業を行うことができることとするものである。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

- ・ 特区申請地域における国際会議等の開催実績及び今後の開催計画等
- ・ 特区申請地域において、国際会議等の誘致が促進されることにより、発生する新たな輸送需要について
- ・ 開催する国際会議等の会場や空港等の施設と航路の起点、寄港地及び終点の位置、移動経路、想定される全所要時間、船舶以外の交通手段その他の当該航路の利用に係る特徴
- ・ 船舶運航事業者その他の関係者に意見を聴取した結果

②計画に添付すべき書類等

- ・ 3①が把握できる資料

③上記に関し留意すべき事項

- ・ 提出時点で把握し得る最新のデータに基づいて資料を作成すること
- ・ 事業実施に関係する者・団体と十分に調整を行うこと
- ・ 専門家等の意見を聴取している場合にはその旨記載すること

番号	法務 A001	特定事業名	外国企業進出促進支援事業	
根拠条文	—		措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
入国・在留審査要領				
現行規定				
在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は 1 か月から 3 か月となっている。				
在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 5 6 年法務省令第 5 4 号。以下「規則」という。）別表第 3 に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第 6 条の 2 第 1 項及び同第 2 項）。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、外国企業の日本進出に資するよう、手続上の一定の優遇措置を講ずることとするもの。

②概要

国際戦略総合特区において、特区法に基づき、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化するとともに、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から出入国在留管理庁に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めないこととする。

2. 基本方針の記載内容の解説

- 「同意の要件」の2の「対象企業、申請手続、報告事項等」には、対象企業、申請手続、認定企業から求める報告事項の他、目的、認定の決定、申請内容の変更、立入り検査、認定取消、公表、その他必要な事項を含むものとする。
- 「同意の要件」の2の「企業認定のための要綱」において、「同意の要件」の5の報告を受けることを明記する必要がある。
- 「同意の要件」の3に関して、認定企業に雇用される外国人が、本事業の適用を受けるためには、在留資格認定証明書交付申請を行う際に、企業認定の通知書の写しを地方出入国在留管理局へ提出する必要がある。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

基本方針別表 1 の「同意の要件」を満たすために必要な事項

②計画に添付すべき書類等

基本方針別表 1 の「同意の要件」の 2 の「企業認定のための要綱」

③上記に関し留意すべき事項

- 本事業において、指定地方公共団体から回付される資料に不備がある場合や、審査の過程において追加で資料を求める場合には、審査に時間を要することとなる。
- この他、詳細については、政府担当部局へお問い合わせいただきたい。

番号	厚労 A002	特定事業名	先端的研究開発推進施設整備事業	
根拠条文	法第 19 条の 2		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 28 条				
財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 9 条第 1 項				
現行規定				
国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないこととされている（財政法第 9 条第 1 項）。				
現在、譲与できる場合は国有財産法第 28 条等に具体的に規定され、地方公共団体が火葬場、墓地等に使うときなどに限定されている。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

国際戦略総合特区内において、指定地方公共団体が、所定の要件に該当する国の財産の譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、指定地方公共団体に譲与することができるものとする。

②概要

国際戦略総合特区内において、指定地方公共団体が、普通財産である建物等であってその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、指定地方公共団体に当該建物等を譲与することができるものとする。

（要件）

- ・ 当該建物等の買受人がないこと、又は買受人がないことが明らかであること。
- ・ 解体及びその廃棄物の撤去に要する費用が敷地の価格を超えると見込まれること。
- ・ 建物等の維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。

2. 基本方針の記載内容の解説

国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、その処分は有償で行うことが基本的な原則であるところ、対象となる国有財産について、土地及び建物が一体となった普通財産で、

- ・ 一体としては、売却できなかった又は売却できないことが明らかである
- ・ 施設を解体して更地にして売却しても解体撤去費用を回収できる見込みがない
- ・ 多額の維持管理費を要する

といった経済的な要件に加え、

- ・ 当該財産が、特区において国際競争力の強化に資する先端的な研究開発の用に供される場合に限り、特例措置として無償譲渡を可能としたものである。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

- 国際戦略総合特別区域計画において、国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業が定められていること。
対象地域については、研究開発を行う地域として用途制限がかけられた地域であって先端的な研究開発の実績がある地域であること。
- 譲与契約の締結に当たり、次に掲げる事項を盛り込むこと。
 - (1) 国が指定する期間は、指定された用途に供すること。
 - (2) 国は指定された用途の履行状況を確認するため、実地調査又は実地監査ができること。
 - (3) 指定地方公共団体は国際戦略総合特別区域計画に定めた当該事業の実施状況について、第二の5に基づき、適切に評価すること。
 - (4) 指定地方公共団体が譲与契約に定める義務を履行しない場合には、国は指定地方公共団体に対して適切な措置を講じることができること。

②計画に添付すべき書類等

- 3 ①が把握できる資料

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	国交 A004	特定事業名	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業	
根拠条文	法第 22 条の 2		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 61 条第 1 項				
現行規定				
自動車検査証の有効期間は、自家用貨物自動車にあつては 1 年とする。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

農業の国際競争力の強化の観点から、道路運送車両法の特例として、国際戦略総合特別区域において農業を営む者の指定自家用貨物自動車について、当該自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間を伸長できることとする。

②概要

指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定地方公共団体の長の指定を受けた指定自家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該指定自家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、国土交通大臣は、1 年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

2. 基本方針の記載内容の解説

自動車は、安全性の確保及び環境保全の観点から、定期的に保安基準適合性を確認することが必要であるため、自動車検査証の有効期間（以下「車検期間」という。）を設定している。自家用貨物自動車の車検期間は 1 年としているところ。

今般、農業の国際競争力の観点から、認定を受けようとする国際戦略総合特別区域計画において、地方公共団体が行う指定自家用貨物自動車の指定等について、その実施方法が適切であること等が確認できる場合には、国土交通大臣は、一定の要件を満たす農業用自家用貨物自動車について、車検期間を 1 年伸長できることとする。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

- 地方公共団体における指定自家用貨物自動車の指定の方法等
- 指定自家用貨物自動車の使用状況等に係る確認や当該自動車の使用者に対する指導等、指定自家用貨物自動車の指定の要件への適合性の確保及び維持のための管理の方法等
- 指定自家用貨物自動車指定の要件に該当しなくなると認めるときの指定の取消の方法等

- 指定自家用貨物自動車の指定を取り消す場合における、当該自動車の使用者に対する通知や必要な手続に係る指導等の方法及び運輸支局等への連絡の方法等

②計画に添付すべき書類等

上記①の記載事項に関連する資料等

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	法務A002	特定事業名	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業	
根拠条文	—		措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節 現行規定				
「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに 出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が 稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確 実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による日本経済の活性化を図ることを目的とする。

②概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、指定地方公共団体が、総合特別区域法（以下「特区法」という。）第19条第1項の規定に基づき設置された「国際戦略総合特別区域協議会」（以下「地域協議会」という。）の民間事業者が保有する施設を外国企業に対し提供し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、指定地方公共団体の関与が適正に行われること及び「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと等を前提に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。

2. 基本方針の記載内容の解説

（ア）【同意の要件】①について

「指定地方公共団体において、特区内での事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、指定地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することをいう。したがって、地域協議会の構成員である民間事業者が保有する施設を提供する場合であっても、指定地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要がある。

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものである。

(イ)【同意の要件】②について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられるが、基本的には、特区法の目的である産業の国際競争力の強化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足りる。

(ウ)【同意の要件】⑤について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を使用することができなくなった場合に備え、指定地方公共団体が事業所として使用できる施設を別途確保しておくなどの措置をいう。

(エ)【同意の要件】⑥について

「指定地方公共団体は・・・報告を行うこと」とは、当該外国人の入国後、指定地方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果を地方出入国在留管理局へ商業登記事項証明書（全部事項証明書）等を添付した書面で報告することを求めるものである。

(オ)【同意の要件】⑦について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国のための協力を行うこと」と定めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合には、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、指定地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方出入国在留管理局へ報告するとともに帰国についての協力を行うこととしたものである。

(カ)【同意の要件】⑧について

「指定地方公共団体は・・・照会に対応できるようにすること」とは、事業開始報告を行う前の準備段階の時点で、企業の会社設立登記手続の状況については、指定地方公共団体において必ず把握しておくことを求めるものである。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

(ア) 地域協議会の民間事業者が保有する施設を提供する場合は、特区計画の別紙「3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容」の欄に、当該施設提供に関する情報（施設提供者（保有者）の名称及び住所、提供する施設の名称、所在地及び概要、施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置、事業開始に係る準備行為の進捗状況に係る報告体制の概要）を特定し明示すること。

(イ) 特区計画の別紙「3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容」の欄に、【同意の要件】に該当すると判断した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。

(ウ) 上記(ア)において施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、当該特例措置を受けることを希望している外国企業が存在し、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること。

②計画に添付すべき書類等

上記①を証する資料

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	法務 A003	特定事業名	高度人材外国人受入促進事業	
根拠条文	—		措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成 26 年法務省令第 37 号）				
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成 26 年法務省告示第 578 号）				
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成 24 年法務省告示第 127 号）第三の五、別表第 2 及び別表第 3				
現行規定				
高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

高度人材外国人の国際戦略総合特別区域内の企業への受入れを促進し、対日投資の促進と国際競争力の強化を図る。

②概要

以下の企業に就労する外国人については、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。

I 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第 26 条税制措置の適用対象となる研究開発等に係る事業を行う企業

II 指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業

2. 基本方針の記載内容の解説

外国人が就労する企業が、上記 I の税制措置の適用対象企業であり、かつ、上記 II の補助金交付企業である場合には、高度人材ポイント制における特別加算は、どちらかの要件でのみ加算するものとする。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

特になし

②計画に添付すべき書類等

【同意の要件】に定める企業指定のための要綱（「指定書」等の様式も含む。）又は補助金交付のための要綱（「通知書」等の様式も含む。）

③上記に関し留意すべき事項

②の補助金は、国際戦略総合特別区域計画に定める特区法第9条第2項第1号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業を実施するために必要な経費として交付されるものであることが確認される必要がある。

番号	国交 B001	特定事業名	地域活性化建築物整備事業	
根拠条文	法第 44 条		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条				
現行規定				
建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 13 項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

地域活性化の観点から、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和することとする。ただし、当該緩和内容については、当該用途地域の指定の目的を妨げないものであることとする。

②概要

地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた地域活性化総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができる。

2. 基本方針の記載内容の解説

例えば、都市計画で指定される住居系地域においては、建築基準法上は、原則として工場の建築は認められないが、あらかじめ、これら用途地域の指定の目的に反しない内容のものとして「職住一体の推進のため、地場産業である水産加工産業の振興に資する建築物の建築を誘導する」という建築物の整備に関する基本方針が地域活性化総合特区計画に定められている場合には、特定行政庁は水産加工工場等の建築物について当該建築物の整備に関する基本方針に適合することを認めて許可することが可能となる。なお、許可の手続については建築基準法第 48 条に基づいて行われたい。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針、当該事業を行う区域の用途地域及び当該基本方針に基づいて建築する建築物の用途

②計画に添付すべき書類等

特になし

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	国交 B002	特定事業名	特別用途地区地域活性化建築物整備事業	
根拠条文	法第 45 条		措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項				
現行規定				
特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

地域活性化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

②概要

建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続きを不要とする。

2. 基本方針の記載内容の解説

特別用途地区内において、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項までの規定による建築物の用途制限を緩和しようとする場合には、あらかじめ特別用途地区を都市計画決定する必要がある。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

制限の緩和の内容（条例（案）等）

②計画に添付すべき書類等

- 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書
- 2 参考資料

③上記に関し留意すべき事項

参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。

番号	経産 B001	特定事業名	地域活性化総合特別区域ガス融通事業	
根拠条文	—		措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
ガス事業法施行規則第 167 条				
現行規定				
生産工程、資本関係、人的関係等における関係から、密接な関係を有する者と認められるもの に対してガスを供給する事業は、法第百五条のガス事業以外のガスを供給する事業に該当するものとする。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

① 趣旨

地域活性化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同一コンビナート地域内の工場間のガスの融通を準用事業とする。

② 概要

一のコンビナート地域内の事業者が製造する余剰のガスを当該一のコンビナート地域内の他の事業者
に融通する事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、
当該融通を行う者の間に、ガス事業法施行規則第 167 条に規定する密接な関係が存在するものとみなす。

2. 基本方針の記載内容の解説

本特例措置は、ガスの融通を行う事業者間に、生産工程、資本関係、人的関係等における関係が存在
しない場合であっても、一のコンビナート地域内の事業者が製造する余剰のガスを当該一のコンビナート
地域内の他の事業者に融通する事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認
定を受けた場合には、生産工程、資本関係、人的関係等における関係が存在するものとみなすものであ
る。

なお、実際にガスの融通を行う場合には、ガス事業法第 105 条（ガス事業以外のガスの供給等の事業
を行う者に対するガス工作物に係る規定の準用）の規定に基づきガス事業法の保安規定が準用され、ま
た同法第 106 条（事業の開始等の届出）の規定に基づき事業の開始時及び廃止時に経済産業大臣への届
出が必要となる。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

① 必要な記載事項

融通しようとするガスが、ガスの供給者自らが製造する余剰のガスであることが明記されていること

② 計画に添付すべき書類等

・一のコンビナート地域の範囲及び地域活性化総合特別区域ガス事業を行う区域の範囲のそれぞれが明

確にわかる図面

③上記に関し留意すべき事項

- ・ ガスを供給することを目的として製造するガスを融通しようとする計画は認められない。
- ・ 地域活性化総合特別区域ガス事業を行う区域の範囲が一のコンビナート地域の範囲を超える計画は認められない。

番号	厚労 B003	特定事業名	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	
根拠条文	—		措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号) 第 76 条第 1・2 項、第 77 条第 1 項				
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚労告示第 19 号）				
厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚労告示第 95 号）				
現行規定				
指定訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定している。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

高齢化が進み要支援・要介護の高齢者が増加する中で、高齢者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるようリハビリなど状態維持・改善に資する介護保険サービスが受けられる体制づくりが求められている。本特例は、医療機関が全国よりも少なく、将来的には全国を上回る高齢化が見込まれる等の課題を踏まえ、先駆的かつ包括的な取組を行っている地方公共団体について、一定の条件の下、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院以外でも指定訪問リハビリテーションを提供可能とするものである。

②概要

指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和するものである。

2. 基本方針の記載内容の解説

指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和することが可能。

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることを確認できることが必要。

加えて、本特例は、医療機関が全国よりも少なく、将来的には全国を上回る高齢化が見込まれる等の課題を踏まえ、先駆的かつ包括的な介護予防の取組を行っている地域を対象に、要支援・要介護高齢者の自立を支援する取組について特別の措置を認める趣旨である。このため、本特例を用いて事業を実施するに当たっては、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保することに加えて、地域資源を利活用しながら、包括的な介護予防の取組を支援することが出来る体制の確立が前提となる。たとえば、以下のような基準が満たされていることが必要である。

- (1) 介護予防の包括的提供体制の構築に向けて、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会等の医療関係者との協議が整っていること。
- (2) 地域資源の利活用を進めるため、多職種間の医療・介護関係者の連携を高める機会を設けること。
- (3) 大学、行政、NPO、市民、民間企業が連携しネットワークを構築することができる拠点があり、相乗効果をあげながら事業を展開できること。
- (4) 新たな取組に対して主体的に参加する住民が多いこと。
- (5) 本特例の活用以外にも独自の介護予防の取組を推進しており、その取組について全国レベルでの先駆性が認められること。

なお、本特例による指定訪問リハビリテーションの提供に際し、利用者の主治の医師による指示を文書で受ける必要があるが、主治の医師は、少なくとも1ヶ月に1回は利用者を診療し、必要に応じて訪問リハビリテーション計画の見直しを行う等、安全性に配慮しつつ、サービスの質を確保すること。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保するための体制について記載すること。具体的には指定地方公共団体が定める基準や事業対象者に対して求める書類についての記載があることが必要である。また、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保するためのその他の措置があれば記載すること。

②計画に添付すべき書類等

特になし

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	厚労 B004	特定事業名	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業	
根拠条文	—		措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 79 条第 1・2 項、第 80 条第 1 項				
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚労告示第 127 号）				
厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚労告示第 95 号）				
現行規定				
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に限定している。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

高齢化が進み要支援・要介護の高齢者が増加する中で、高齢者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるようリハビリなど状態維持・改善に資する介護保険サービスが受けられる体制づくりが求められている。本特例は、医療機関が全国よりも少なく、将来的には全国を上回る高齢化が見込まれる等の課題を踏まえ、先駆的かつ包括的な取組を行っている地方公共団体について、一定の条件の下、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院以外でも指定介護予防訪問リハビリテーションを提供可能とするものである。

②概要

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和するものである。

2. 基本方針の記載内容の解説

指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和することが可能。

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることを確認できることが必要。

加えて、本特例は、医療機関が全国よりも少なく、将来的には全国を上回る高齢化が見込まれる等の課題を踏まえ、先駆的かつ包括的な介護予防の取組を行っている地域を対象に、要支援・要介護高齢者の自立を支援する取組について特別の措置を認める趣旨である。このため、本特例を用いて事業を実施するに当たっては、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保することに加えて、地域資源を利活用しながら、包括的な介護予防の取組を支援することが出来る体制の確立が前提となる。たとえば、以下のような基準が満たされていることが必要である。

- (1) 介護予防の包括的提供体制の構築に向けて、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会等の医療関係者との協議が整っていること。
- (2) 地域資源の利活用を進めるため、多職種間の医療・介護関係者の連携を高める機会を設けること。
- (3) 大学、行政、NPO、市民、民間企業が連携しネットワークを構築することができる拠点があり、相乗効果をあげながら事業を展開できること。
- (4) 新たな取組に対して主体的に参加する住民が多いこと。
- (5) 本特例の活用以外にも独自の介護予防の取組を推進しており、その取組について全国レベルでの先駆性が認められること。

なお、本特例による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に際し、利用者の主治の医師による指示を文書で受ける必要があるが、主治の医師は、少なくとも1ヶ月に1回は利用者を診療し、必要に応じて訪問リハビリテーション計画の見直しを行う等、安全性に配慮しつつ、サービスの質を確保すること。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保するための体制について記載すること。具体的には指定地方公共団体が定める基準や事業対象者に対して求める書類についての記載があることが必要である。また、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保するためのその他の措置があれば記載すること。

②計画に添付すべき書類等

特になし

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	経産 B002	特定事業名	地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業
根拠条文	—	措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 電気事業法施行規則第 48 条第 4 項第 4 号 現行規定 電気事業法施行規則 第四十八条 1～3（略） 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～三（略） 四 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力十キロワット未満のもの			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

保安規制は人命等の公共の安全の確保に係るものであるため、本来地域によって差異を設けることは望ましくないが、保安の確保上支障がないと認められる場合には、地域活性化の観点から、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備について、出力が20kW未満のものまでを一般用電気工作物とみなすことで、主任技術者の選任や保安規程の届出等各種規制を不要とする。

②概要

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業を定めた地域活性化総合特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則第四十八条第四項第四号の規定の適用については、同号中「十キロワット」とあるのは「二十キロワット」とする。

2. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備について、出力が20kW未満のものまで一般用電気工作物とみなすことで、電気事業法に基づく以下の各種保安規制が不要になる。

①保安規程の届出義務（電気事業法第42条関連）

②電気主任技術者の選任義務（電気事業法第43条関連）

③事故報告（電気関係報告規則第3条第2項関連）

- ・ ただし、一般用電気工作物に関する技術基準（電気事業法第56条関連）への適合義務は課され、これに適合していないと認められる場合には経済産業大臣（又は産業保安監督部長）による技術基準適合命令が出されることがある。
- ・ 上記のとおり各種保安規制が不要となる一方、設備が有する保安上のリスクは他の設備となんら変わるものではないため、その保安確保が図られる必要がある。そのため、指定地方公共団体において、出力10キロワット以上20キロワット未満の内燃力発電設備の保安に関する情報を収集する仕組みを作り、収集された情報について専門家により組織された委員会等によって分析等を行うなど、保安が確保される仕組みが構築されることを、同意の要件としている。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー等として利用する事業であることがわかる内容。
- ・ 地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備の出力が20kW未満であることがわかる設備仕様等。
- ・ 同意の要件を満たすことがわかる内容（委員会設置要綱、構成員等）。

②計画に添付すべき書類等

- ・ ①が明記された書類・図面等
- ・ その他参考となるべき事項を記した書類等

③上記に関し留意すべき事項

- ・ 特になし。

番号	国交 B004	特定事業名	回送運行効率化事業		
根拠条文	—			措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項					
道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 2 6 条の 5					
現行規定					
回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の前面及び後面であって自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他番号の識別に支障が生じない方法により確実に（合成樹脂製のものにあつては脱落しないように）取り付けることによって行うものとする。					

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示に関する要件を緩和することで、同一経路を反復継続して運行する自動車製作者等が番号標着脱作業に要する時間を短縮することが可能になり、回送運行の効率化及び生産コストの削減につながります。

②概要

指定地方公共団体が、回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合は、計画に定められた方法により回送自動車を運行の用に供する場合に限り、後面の回送運行許可番号標の表示について省略できるものとします。

2. 基本方針の記載内容の解説

回送運行の際に以下の条件を満たす必要があります。

<条件>

- ① 特例を受ける回送自動車を運行の用に供する道路の区間が特定されていること。
- ② 当該区間が短く、特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと。
- ③ 特例自動車が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾に当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨を車体の後面に表示した自動車が走行すること。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

1. 特例を受ける回送自動車を運行の用に供する道路の区間が特定されていること。
2. 当該区間が短く、特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと。
3. 特例自動車が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾に当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨を車体の後面に表示した自動車が走行すること。

②計画に添付すべき書類等

特になし

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	国交 B005	特定事業名	分割可能貨物輸送効率化事業	
根拠条文	—		措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
通達「基準緩和自動車の認定要領について」（平成 9 年 9 月 19 日付け自動車交通局長通達）				
現行規定				
①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラについては、当該単体物品を輸送する必要性、代替輸送手段がないこと等を審査し、輸送する単体物品の輸送に最小限必要となる範囲で基準緩和を認定。				
②分割可能な貨物を輸送するセミトレーラについては、輸送する貨物の重量、当該車両の貨物の落下防止構造等を審査し、車両の構造・装置の限界及び車両総重量 36 トンを超えない範囲で車両総重量の基準緩和を認定。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラとして重量等の基準緩和の認定を受けている車両が、分割可能な貨物を輸送する場合に、輸送の効率化を図るため、単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度とした基準緩和の認定を受けて輸送したい旨の提案があり、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について、単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として基準の緩和ができるよう特例措置を設けるものです。

②概要

指定地方公共団体が、総合特別区域内の特定経路において、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造のセミトレーラによる分割可能な貨物の輸送について定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合は、当該セミトレーラについて、特殊車両通行許可を受けることが確実であることについて当該特定道路を管轄する道路管理者に確認されたときに限り、当該特定経路において、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として緩和するものです。

2. 基本方針の記載内容の解説

・「長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造のセミトレーラ」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 4 条に規定する車両総重量及び第 4 条の 2 に規定する軸重等に限って、上記通達により基準緩和の認定を受けている又は当該認定を新たに受けようとするものに限ります。

・「基準緩和の認定」とは、地方運輸局長が、その構造又はその使用の態様が特殊であることから、条件若しくは期限又は認定に係る保安上又は公害防止上の制限を付して認定した自動車については、指定し

た保安基準の条項は適用しない制度です。

・「特殊車両通行許可を受けることが確実であること」とは、特例措置を受けようとする自動車に対し、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく特殊車両通行許可を受けることが確実であることが道路管理者より確認できる場合のみとなります。

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

1. 指定地方公共団体、製品企業及び物流企業等で構成される地域協議会等（以下「協議会等」という。）において、事業者と特定経路を管轄する道路管理者との間で道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担して実施することについて協議し同意していること
2. 協議会等が策定した輸送の観点から講じる安全対策を協議会等の構成団体が一体となり徹底する旨

以上 2 点が確認できる記載が必要です。

②計画に添付すべき書類等

特定経路が把握できる資料

③上記に関し留意すべき事項

事業実施に関係する者・団体等と十分に調整を行ってください。

番号	国交 B006	特定事業名	交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業	
根拠条文	—		措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年自旅第138号）				
現行規定				
自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第80条第1項の許可について、他車種での貸渡し事業で2年以上の経営実績を有し、かつ、過去2年間に於いて車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。				

１．特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

地域活性化の観点から、総合特区法における内閣総理大臣の認定を受けた区域において、道路運送法に基づくレンタカー事業の許可要件を緩和することにより、ＮＰＯ等の収入の多様化及び、ＮＰＯ等が行う生活サービスの継続性の向上が図られます。

②概要

指定地方公共団体が、ＮＰＯ等の交通空白地有償運送者による自家用自動車の有償貸渡しの取り扱いについて定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合は、ＮＰＯ等の交通空白地有償運送者が当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第８０条第１項の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件を緩和するものです。

２．基本方針の記載内容の解説

例えば、ＮＰＯ等の交通空白地有償運送者がマイクロバスを保有し運送を行っている場合、遊休時間帯等に、マイクロバスを活用してレンタカー事業を新たに経営しようとしても、他車種での貸渡経営実績を２年以上有していなければ行うことができませんが、総合特区の認定を受けた区域においては、貸切バス経営類似行為の防止に係る一定の措置を別途措置すること等を条件に、他車種での貸渡経営実績を有していなくてもマイクロバスの貸渡しが可能となります。

３．計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

- １．規制の特例措置を必要とする理由
- ２．規制の特例措置を適用するために必要な措置

上記①２．の「規制の特例措置を適用するために必要な措置」の記載にあたっては、特に以下の内容

を記載すること。

- I) 交通空白地有償運送に係る地方公共交通会議等を主宰する地方公共団体が、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や交通空白地有償運送者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置を講じること。
- II) 当該交通空白地有償運送に係る地方公共交通会議等において、交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車がレンタカー事業に兼用されることについて協議が整っていること。
- III) 交通空白地有償運送者が行うレンタカー事業の許可申請手続きその他規制の特例措置を適用するために必要な措置に関すること。

②計画に添付すべき書類等

上記①の記載事項に関連する資料等

③上記に関し留意すべき事項

特になし

番号	法務 B001	特定事業名	特定伝統料理海外普及事業	
根拠条文	—		措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項				
○出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 7 条第 1 項第 2 号				
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131 号）				
現行規定				
在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定める活動に、外国人が、日本国内の料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていない。				

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 2 に基づく在留資格に応じた活動を行うことができるものとされているところ、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の海外への普及を図ることを目的として、当該特区内において、特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を新たに設けるもの。

②概要

地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、特定伝統料理の海外への普及を図ることを目的として、当該特区内において、特定調理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の地域活性化総合特別区域内に所在する在留資格認定証明書により特定された事業所において調理に関する技能を要する特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動をいう。以下同じ。）を行うことを可能とするため、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。

2. 基本方針の記載内容の解説

- 「特例措置の内容」の（注 2）に関し、特定調理活動を行おうとする外国人が、入管法第 7 条の 2 第 1 項の規定による在留資格認定証明書の交付申請を行った場合、当該外国人が一定の交付要件に該当するときは、特定調理活動を行う店舗等の事業所を特定した在留資格認定証明書が交付される。その上で、特定調理活動を行うとして、当該在留資格認定証明書を提出して上陸申請があった場合、特定調理活動を行う事業所の名称、所在地を指定して在留資格「特定活動」が許可される。
- 「同意の要件」の 1 の「対象外国人の受入れ環境の整備等」には、「同意の要件」の 2（3）①～

⑨の各事項の他に、指定地方公共団体の継続的な運営・監督体制の整備に関する次の各事項を含むものとする。

- ・ 監督のための調査における確認事項（外国人労働者に係る労働関係法令及び社会保障関係法令の遵守状況等）
- ・ 監督のための調査における調査方法（外国人との面接等による実態調査等）

○ 指定地方公共団体は、「同意の要件」の２（３）①に掲げる「特定伝統料理を修得するための計画」の策定において、専門的な知識を有する非営利団体等にその作成を委託することができるとともに、本事業の運営においても支援・協力を求めることができる。

３．計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

基本方針別表２の「同意の要件」を満たすために必要な事項

②計画に添付すべき書類等

基本方針別表２の「同意の要件」の２（１）の内容を証する書類及び２（３）に掲げる「実施要領」

③上記に関し留意すべき事項

- 「同意の要件」の１の「対象外国人の受入れ環境の整備等」に関し、外国人労働者に係る労働関係法令及び社会保険関係法令の遵守（①適正な労働条件の確保、②安全性の確保、③雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用等）に係る以下の点について留意すること。
 - ・ 法定労働条件の確保や保険等の加入も公的義務として受入れ環境整備に含まれる。
 - ・ 労働条件の書面による明示が必要であること、自習時間等も使用者の指揮監督下にある時間は「労働時間」に該当すること、寮費等を賃金から控除するときは賃金控除協定の締結が必要であること、法定時間外・法定休日労働を行わせる場合には時間外・休日労働に関する労使協定の締結・届出と割増賃金の支払が必要であること、減給の制裁には限度があること、最低賃金額以上の支払が必要であること、定期健康診断を実施すべきこと等労働基準関係法令の遵守に留意。
 - ・ 社会保険（厚生年金、健康保険）については、受入れ機関が法人、若しくは常時５人以上の従業員を使用する一定の業種の個人事業所又は厚生労働大臣の認可を受けて社会保険の適用を受けている個人事業所であれば適用となる。旅館等の業種の個人事業所は、厚生労働大臣の認可を受けて社会保険の適用を受けていなければ、社会保険の適用対象外となっており、外国人本人において国民年金、国民健康保険等に参加する必要があることから、指定地方公共団体において特に加入状況の把握等の指導の必要があることに留意。
 - ・ 雇用保険については、週所定労働時間２０時間以上、かつ、３１日以上雇用の見込みである労働者であれば事業規模に関わらず適用されることに留意。
 - ・ 労災保険については、およそ労働者を使用する全ての事業に適用されることに留意。

- ・ 職業安定法に規定する職業紹介の許可を受け又は届出を行うことなく職業紹介事業を行うことはできないことに留意（「職業紹介」とは求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいい、「あっせん」とは求人者と求職者の間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすることをいう）。仮に職業紹介事業を行う場合には、事前に、都道府県労働局へ相談の上、本事業の開始前に許可を得るとともに、計画の申請に際して、その旨を申し添えること。
 - ・ 雇用対策法に基づき、雇入れ・離職の都度ハローワークへの届出が必要となることに留意。
- その他、詳細については、政府担当部局にお問い合わせいただきたい。

番号	厚労 B007	特定事業名	地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業
根拠条文	—	措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日老発〇六〇九〇〇一厚生労働省老健局長通知） 現行規定 地域支援事業実施要綱では、介護機器貸与については、明確に規定されていない。			

1. 特例を設ける趣旨及び概要

①趣旨

1 人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中で、食事の支援、外出の支援、集える場の確保などの生活支援が重要であり、その充実が求められています。生活支援サービスの充実は社会参加の推進にもつながり、このような地域づくりを進めれば、介護保険サービスの利用を遅らせることも期待できます。

生活支援の充実のためには、介護サービス事業者だけでなく、民間事業者の創意工夫を活用していく必要があります。

総合特区を契機として、福祉用具の面から生活を支援し、民間事業者の集積を促し、利用者の自立支援につながる取組を促進します。

②概要

介護保険給付の対象となっていない介護機器について、一定の条件を満たせば、地域支援事業（任意事業）を活用して福祉用具の貸与等が実施できること。

2. 基本方針の記載内容の解説

本事業は将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施される新規性のある事業であることを確認した上で同意する。具体的には以下の要件を満たすこと。

- ・貸与事業を実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
- ・貸与事業の対象とする介護機器は、①現行制度において「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に該当する機器ではないこと、②国が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲」（※）の要件を全て満たすこと。
- ・貸与事業の対象の介護機器の貸与実績や効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で国に報告すること。
- ・貸与事業に係る利用者の負担は、介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとすること。

※「介護保険制度における福祉用具の範囲」

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの

- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば、平ベッド等は対象外）
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより、利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

3. 計画の認定に必要な記載事項等

①必要な記載事項

特になし。

②計画に添付すべき書類等

特になし。

③上記に関し留意すべき事項

手続き等については、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定めること。

問合せ先

内閣府地方創生推進事務局

E-mail : sogotoc@cao.go.jp

TEL : 03-5510-2468